

## 運用5（地域用水環境整備事業）

### 第1 趣旨

地域用水環境整備事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙3によるほか、この運用に定めるところによる。

### 第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用5の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用5の第1から第8までの規定及び別記様式第1号から第9号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙2」とあるのは「運用5の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは、「沖縄県知事」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の1	単独地域防災施設整備及び単独渇水対策施設整備にあつては都府県とする。	単独地域防災施設整備及び単独渇水対策施設整備にあつては沖縄県とする。
第6	当該都道府県	沖縄県
第6及び第7の2	地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。）	内閣府沖縄総合事務局長
別記様式第8号	農林水産省〇〇農政局長 殿（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長殿）	内閣府沖縄総合事務局長 殿